

契約当事者の変更合意書

甲（事業者）、乙（契約者）及び丙（変更予定当事者）は、サービス利用契約の当事者の変更につき次のとおり合意します。

第1条 当事者の変更

乙は、乙が精神上的障害により判断能力（事理を弁識する能力）を喪失したまたはその能力が不十分となった場合には、契約当事者を丙に変更いたします。

第2条 合意の効力の消滅

本合意の効力は、乙が任意後見人を選任し、または乙のために法定後見人が選任された場合には消滅するものとします。

平成 年 月 日

（甲）事業者 住所・氏名 _____

（乙）契約者 所在・名称 _____

（丙）変更予定当事者 住所・氏名 _____